

令和5年5月11日

保護者 様

さいたま市立辻小学校長

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の取扱いについて

保護者の皆様には日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして感謝申し上げます。

さて、報道等でご存知のとおり、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付で、感染症法上の5類感染症に移行し、これに伴い、学校保健安全法施行規則の一部が改正されました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止等の取扱いについて、今後は、下記のとおりとなりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

記

1 出席停止の対象者

- ・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒。

2 出席停止の期間

- ・有症状の感染者は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでの期間。
- ・無症状の感染者は、検体を採取した日から5日を経過するまでの期間。

3 その他

- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ・その他、心配な状況等があれば、学校（担任）へご相談ください。